

消費者庁製品事故情報検討会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
令和7年度第2回合同会議
議事要旨

1. 日時 令和7年11月6日（木）10：00～12：00

2. 場所 経済産業省本館17階東8第1共用会議室

3. 出席者

(消費者庁製品事故情報検討会)

越山議長代理、飯野委員、小坂委員、横矢委員

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)

鷲田議長、青柳委員、猪股委員、神山委員、河津委員、倉貫委員、関委員、田辺委員、南木委員、樋口委員、唯根委員

(事務局)

消費者庁

尾原審議官、爲藤消費者安全課長、畑山政策企画専門官、荒木消費者安全課補佐
経済産業省

細川大臣官房審議官、森本製品安全課長、望月製品事故対策室長、日野製品事故対策
室室長補佐

(注) 合同会議の庶務は、消費者庁と経済産業省が合同で行う。

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

ア 報告事項

重大製品事故の受付・公表状況について

イ 審議事項

- 1 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件について
- 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

ア 重大製品事故の受付・公表状況について

・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明。
委員から意見等はなかった。

イー1 確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件について

・資料4-(1)及び資料4-(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明。
委員から意見等はなかった。

イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

・資料5-(1)、資料5-(2)及び資料5-(3)に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

太陽光発電に関する事故報告が複数あり、点検の重要性が指摘されている。一方で、点検商法（洗浄・コーティング等）に関する消費者からの問い合わせが多くあり、不要な契約をしてしまうケースもある。点検が必要な機種について、消費者に分かりやすく伝える資料はあるか。

委員

制度化されていても「義務化」という表現だけでは誤解を招く可能性がある。事業者の理解促進と事故防止の観点からも、指摘は重要である。

経済産業省

太陽光発電設備に関する事故については、現在NITEにて複数の調査を進めているところ。どのような事故が発生しているか、広報を通じて消費者に分かりやすく伝えていき

たい。点検の必要性に関する資料については、事故調査結果と併せてメーカーにも共有し、事業者側も正しい理解をして、点検の必要性や対応方針について、今回の指摘を踏まえた広報を行うようお伝えしていきたい。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

資料6のNo.54（A202400478）、No.86（A202400743）、No.100（A202400874）、No.102（A202400889）、No.109（A202400986）について、リコール対象となるのか。また、PSEマークが商品を選択する上で重要なマークとなる中、表示された製品の事故が発生していることは、表示の検証も経済産業省の対応の中に含まれるのか。それから、No.56（A202400493）はリコール対象製品による事故とされているが、消費者庁の「みんなの消費安全ナビ」でも注意喚起がされているように、リコール製品による事故が近年増加傾向にある。消費者が日常的にリコール情報を確認する習慣がないことも課題で、新聞社告の減少や企業のホームページのみでの告知では情報が行き届かない可能性がある。経済産業省や消費者庁が提供するメールサービスやSNS（X）での情報発信の実効性について、今後の方針を伺いたい。

経済産業省

No.54、86、102、109はいずれもリコール対象型式ではあるが、シリアルナンバーが不明のため、対象製品かどうかの判定ができていない。

No.100はリコール対象だが、ACアダプターの使用状況が不明で、事故原因が製品本体かアダプターか特定できていない。

次にPSE・PSCマークについて、技術基準を満たしていても、品質管理の不備などにより事故が発生するケースがある。NITEにて技術基準の適合性だけでなく、品質管理体制も含めて調査を実施しており、リチウムイオン電池関係は重点的に調査を進めている。調査結果によって必要な対策を検討する。

最後にリコールの実効性について、ネットモール等でオンライン販売されているケースもある中、主要ネットモールでは製品安全誓約（プレッジ）に基づき、購入者に直接連絡する措置をしていただいている。古いリコールについては既に製品が廃棄されているケースも多い。今後もリコール情報の周知と実効性確保に努める。

委員

リコール製品のシリアルナンバー不明というのはなぜ不明になるか。

NITE

事故により製品が焼損し、外観の印字が確認できない場合がある。また、外箱などが保管されていないこともあり、調査時にシリアルナンバーを確認できないケースがある。

委員

シリアルナンバーではなく、型式だけでは対応してもらえないのか。

NITE

当該リコールは特定の電池セルの品質不良が原因。シリアルナンバーで電池セルを特定できるため、判定に必要となる。当該事業者では、シリアルナンバーが不明な場合でも、販売時期などを確認しながら対応している。

委員

リチウムイオン電池の事故報告で様々な企業があるが、今後のヒアリング対象について方針はあるか。

経済産業省

現在、事故状況やリコール実施状況を踏まえて選定し、順次ヒアリングを行う。

委員

シリアルナンバーで判別するリコールの契機としては、事業者が自ら見つけたものか、NITE及び経済産業省、消費者庁などから働きかけて見つかったことなのか。

経済産業省

NITEの調査により特定の電池セルメーカーに事故が集中していることが判明し、当該事業者に働きかけた結果、品質不備が判明し、製造工程の見直しとリコールに至ったことから、NITEの調査が元になっていると考える。

委員

連絡を取るのは国内の輸入事業者か、製造国の本社か。

経済産業省

国内の輸入事業者となる。

委員

リコール対象の製品事故について、資料上で製品起因と分類されていないことに違和

感がある。リコール対象製品で事故が起きている場合は、リコール事象に近いものとして扱うべきではないか。

経済産業省

リコール対象外でも事故が発生している事例があり、取扱いの影響も考慮する必要がある。メーカーが違っても類似事象が起きている場合は、NITEが事業者に指摘し、対応を促している。リコールの有無は重要だが、リコール対象か否かに関わらず注意を払って対応していく。

委員

PSEマークについて、事故が多発している場合やリコール状況が不適切な場合にマークの取消し制度はあるのか。

経済産業省

PSEマークは届出制であり、登録や許可の制度ではないため、制度上の取消しは存在しない。ただし、報告徴収・立入検査・危害防止命令や、それに至らずとも行政指導などの手段がある。

委員

消費者庁が提供しているリコール情報のマーリングリストについて、「リコール品で火災が発生した」といった情報も含まれているが、掲載される事故は、リコール事象として原因が特定されたもののみなのか、それとも原因が不明でもリコール品で事故が起きた場合は掲載されるのか。

経済産業省

事故に関する情報は、消費者庁と経済産業省が共同で発表している。消費者庁が第一報として速報性を重視し、事故発生時点で事業者からの聞き取りや型番情報をもとに、リコール対象かどうかを判断して公表している。この段階では、リコール事象かどうかが確定していないくとも、リコール品で事故が起こったという事実を公表している。

消費者庁

事業者から製品事故の報告を受けた際、製品に起因しないと明らかでない限り、事故の可能性があるものは公表している。リコール情報は非常に重要であり、重大製品事故のうち約1割がリコール製品によるものと認識している。そのため、第一報ではリコール対象製品に関する情報も含めて、速やかに公表するようにしている。